協議第２０号

町名・字名の取扱い（案）について

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　１市４町の町・字の区域は、現行どおりとする。

２　町・字の名称については、次のとおりとする。

(1)　加世田市においては、加世田を現行の大字に冠したものとする。

(2)　笠沙町、坊津町、川辺町においては、現行の町名を現行の大字に冠したものとする。

(3)　大浦町においては、新たに大浦町を大字とする。

【表示例】

区　　域	現　　行	調　整　方　針
加世田市域の例	加世田市川畑＊＊＊番地	□市加世田川畑＊＊＊番地
笠沙町域の例	川辺郡笠沙町片浦＊＊＊番地	□市笠沙町片浦＊＊＊番地
大浦町域の例	川辺郡大浦町＊＊＊番地	□市大浦町＊＊＊番地
坊津町域の例	川辺郡坊津町久志＊＊＊番地	□市坊津町久志＊＊＊番地
川辺町域の例	川辺郡川辺町平山＊＊＊番地	□市川辺町平山＊＊＊番地

平成１６年２月１２日提出

川辺地区合併協議会　　会長　東　展 弘

川辺地区合併協議会の調整内容

協定項目	町名・字名の取扱い	専門部会名	総務部会
		関係項目	
調整方針	1　1市4町の町・字の区域は現行どおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 加世田市においては、加世田を現行の大字に冠したものとする。 (2) 笠沙町、坊津町、川辺町においては、現行の町名を現行の大字に冠したものとする。 (3) 大浦町においては、新たに大浦町を大字とする。		

区分	各市町の現況					備考
	加世田市	笠沙町	大浦町	坊津町	川辺町	
現況	内山田　武田　益山 川畑　津貫　宮原 小湊　唐仁原　村原 地頭所　ハーモニー 白亀　麓町 高橋　本町　15大字	赤生木 片浦 2大字	― 大字なし	秋目 久志 泊 坊 4大字	今田　高田　平山 小野　田部田　古殿 上山田　中山田　宮 清水　永田　本別府 神殿　野崎　両添 下山田　野間　17大字	
調整方法	【加世田市】 現：加世田市内山田○○番地 →　市加世田内山田○○番地 現：加世田市川畑○○番地 →　市加世田川畑○○番地 現：加世田市小湊○○番地 →　市加世田小湊○○番地 現：加世田市地頭所○○番地 →　市加世田地頭所○○番地 現：加世田市白亀○○番地 →　市加世田白亀○○番地 現：加世田市高橋○○番地 →　市加世田高橋○○番地 現：加世田市武田○○番地 →　市加世田武田○○番地 現：加世田市津貫○○番地 →　市加世田津貫○○番地 現：加世田市唐仁原○○番地 →　市加世田唐仁原○○番地 現：加世田市ハーモニー○○番地○ →　市加世田ハーモニー○○番地○ 現：加世田市麓町○○番地○ →　市加世田麓町○○番地○ 現：加世田市本町○○番地○ →　市加世田本町○○番地○ 現：加世田市益山○○番地 →　市加世田益山○○番地 現：加世田市宮原○○番地 →　市加世田宮原○○番地 現：加世田市村原○○番地 →　市加世田村原○○番地	【笠沙町】 現：川辺郡笠沙町赤生木○○番地 →　市笠沙町赤生木○○番地 現：川辺郡笠沙町片浦○○番地 →　市笠沙町片浦○○番地 【大浦町】 現：川辺郡大浦町○○番地 →　市大浦町○○番地 【川辺町】 現：川辺郡川辺町今田○○番地 →　市川辺町今田○○番地 現：川辺郡川辺町小野○○番地 →　市川辺町小野○○番地 現：川辺郡川辺町上山田○○番地 →　市川辺町上山田○○番地 現：川辺郡川辺町清水○○番地 →　市川辺町清水○○番地 現：川辺郡川辺町神殿○○番地 →　市川辺町神殿○○番地 現：川辺郡川辺町下山田○○番地 →　市川辺町下山田○○番地 現：川辺郡川辺町高田○○番地 →　市川辺町高田○○番地 現：川辺郡川辺町田部田○○番地 →　市川辺町田部田○○番地 現：川辺郡川辺町中山田○○番地 →　市川辺町中山田○○番地	【坊津町】 現：川辺郡坊津町秋目○○番地 →　市坊津町秋目○○番地 現：川辺郡坊津町久志○○番地 →　市坊津町久志○○番地 現：川辺郡坊津町泊○○番地 →　市坊津町泊○○番地 現：川辺郡坊津町坊○○番地 →　市坊津町坊○○番地 現：川辺郡川辺町永田○○番地 →　市川辺町永田○○番地 現：川辺郡川辺町野崎○○番地 →　市川辺町野崎○○番地 現：川辺郡川辺町野間○○番地 →　市川辺町野間○○番地 現：川辺郡川辺町平山○○番地 →　市川辺町平山○○番地 現：川辺郡川辺町古殿○○番地 →　市川辺町古殿○○番地 現：川辺郡川辺町宮○○番地 →　市川辺町宮○○番地 現：川辺郡川辺町本別府○○番地 →　市川辺町本別府○○番地 現：川辺郡川辺町両添○○番地 →　市川辺町両添○○番地	調整方法の理由 ①大字の名称は、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとって愛着が深いものであるので、それを継承する。 ②現在の地方公共団体名も、住民にとって親しみ深く、地域の特定が容易なため、大字に冠する。 ③以上の理由から、左記に示したとおり、現在の市郡名を新市名に置き換える方法を基本に調整する。（加世田市は「加世田」を付け加える）

川辺地区合併協議会の調整内容

調　整　項　目	町名・字名の取扱い	専　門　部　会　名	総　　務　　部　　会
		関　係　項　目	

区　　分	関　　係　　法　　令　　（　地　方　自　治　法　）

町名・字名の取扱い検討方法

市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第２６０条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当とされていますが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようです。

（参考：市町村自治研究会編『合併協議会の運営の手引き』より）

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抄

（市町村内の町又は字の区域）

第 260 条　政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

３　第１項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

○行政実例（昭 30.3.30）

市町村の配置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第２６０条の手続きは不要である。

［手続不要の例］

A 郡○○町△△　→　B 市△△　類型①

A 郡○○町大字△△字××　→　B 市大字△△字××

［手続を要する例］（新たな町名を画すると解釈される）

A 郡○○町△△　→　B 市○○町△△　類型②

→　B 市○○△△　類型③

A 郡○○町大字△△字××　→　B 市△△町××

→　B 市△△町字××

→　B 市△△字××

「大字△△」を単に「△△」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字△△」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第２６０条の手続きが必要である。

合併にともなう自治法第 260 条の手続きは、合併日に次のように行うのが通例である。合併日に市長職務執行者が専決処分を行って同日付で知事に届出をし、知事の告示を同日付で行っていただき（要事前協議）、有効となる。さらに、新市の市議会で専決処分の承認を得る。

川辺地区合併協議会の調整内容

調　整　項　目	町名・字名の取扱い	専　門　部　会　名	総　　務　　部　　会
		関　係　項　目	

区　　分	先　　進　　事　　例
市町村名	調整内容
【事例１】香川県さぬき市 合併期日　平成 14 年 4 月 1 日 合併方式　新設合併･市制施行 構成団体　5 町 人口規模　5 万 7 千人	(1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 ①津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 ②志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 ③長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。
【事例２】岐阜県瑞穂市 合併期日　平成 15 年 5 月 1 日 合併方式　新設合併･市制施行 構成団体　2 町 人口規模　4 万 8 千人	(1) 町、字の名称については、次のとおりとする。 ア　穂積町の「大字本田」、「大字只越」、「大字別府」、「大字穂積」及び「大字稲里」は、「大字」を削除し、「本田」、「只越」、「別府」、「穂積」及び「稲里」とする。他は現行のとおりとする。 イ　巣南町は、全地区現行のとおりとする。 (2) 町、字の区域は現行のとおりとする。
【事例３】長野県千曲市 合併期日　平成 15 年 9 月 1 日 合併方式　新設合併 構成団体　1 市 2 町 人口規模　6 万 4 千人	１市２町の町・字名については、原則として現行の町・字名を基本に調整する。ただし、一部の地域については、地域住民の意見を聞き調整する。
【事例４】三重県いなべ市 合併期日　平成15年12月1日 合併方式　新設合併･市制施行 構成団体　4 町 人口規模　4 万 6 千人	４町の町名、字名は、現行のとおりとし、「大字」を削除した名称とする。
【事例５】指宿地区 4 市町合併協議会 合併予定　平成 17 年 1 月 1 日 合併方式　新設合併 構成団体　1 市 3 町 人口規模　6 万 2 千人	１　４市町の町・字の区域については、従前のとおりとする。 ２　町・字の名称については、次のとおりとする。 ①指宿市においては、「指宿市＊＊」を「○○市指宿＊＊」に置き換えるものとする。 ②山川町においては、「揖宿郡山川町＊＊」を「○○市山川＊＊」に置き換えるものとする。 ③頴娃町においては、「揖宿郡頴娃町＊＊」を「○○市頴娃＊＊」に置き換えるものとする。 ④開聞町においては、「揖宿郡開聞町＊＊」を「○○市開聞＊＊」に置き換えるものとする。
【事例６】鹿児島県日置市 合併予定　平成17年2月25日 合併方式　新設合併･市制施行 構成団体　5 町 人口規模　6 万 1 千人	字の区域は、現行どおりとし、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付し、字の名称を変更する。

川辺地区合併協議会の調整内容

調　整　項　目	町名・字名の取扱い	専　門　部　会　名	総　務　部　会
		関　係　項　目	

区　分	先　進　事　例　（　鹿　児　島　県　内　具　体　例　）			
市町村名	現行の住居表示例	新市町の住居表示例	調整方針概要	類型
薩摩川内市	川内市　神田町＊＊－＊＊	薩摩川内市　神田町＊＊－＊＊	市：新市＋現大字	①
	薩摩郡樋脇町　塔之原＊＊＊番地 薩摩郡入来町　浦之名＊＊＊番地	薩摩川内市　樋脇町塔之原＊＊＊番地 薩摩川内市　入来町浦之名＊＊＊番地	町：新市＋現町名「町」が付く＋現大字	②
	薩摩郡里村　里＊＊＊番地	薩摩川内市　里町里＊＊＊番地	村：新市＋現村名「町」にする＋現大字	②
指宿地区 ４市町合併協議会	指宿市　十町＊＊＊番地	○○市　指宿十町＊＊＊番地	市：新市＋現市名（「町」なし）＋現大字	③
	揖宿郡山川町　新生町＊＊＊番地 揖宿郡頴娃町　牧之内＊＊＊番地 指宿市開聞町　十町＊＊＊番地	○○市　山川新生町＊＊＊番地 ○○市　頴娃牧之内＊＊＊番地 ○○市　開聞十町＊＊＊番地	町：新市＋現町名（「町」なし）＋現大字	③
日置市	日置郡市来町　湊町＊＊＊番地 日置郡伊集院町　郡一丁目＊＊番地 日置郡吹上町　中原＊＊＊番地 日置郡金峰町　尾下＊＊＊番地	日置市　市来町湊町＊＊＊番地 日置市　伊集院町郡一丁目＊＊番地 日置市　吹上町中原＊＊＊番地 日置市　金峰町尾下＊＊＊番地	町：新市＋現町名「町」が付く＋現大字	②
さつま町	薩摩郡宮之城町　屋地＊＊＊番地 薩摩郡鶴田町　神子＊＊＊番地 薩摩郡薩摩町　求名＊＊＊番地	薩摩郡さつま町　屋地＊＊＊番地 薩摩郡さつま町　神子＊＊＊番地 薩摩郡さつま町　求名＊＊＊番地	町：新町＋現大字	①
曽於北部合併協議会	曽於郡末吉町　二之方＊＊＊番地 曽於郡大隅町　岩川＊＊＊番地 曽於郡財部町　南俣＊＊＊番地	○○市　末吉町二之方＊＊＊番地 ○○市　大隅町岩川＊＊＊番地 ○○市　財部町南俣＊＊＊番地	町：新市＋現町名「町」が付く＋現大字	②
曽於南部合併協議会	曽於郡松山町　新橋＊＊＊番地 曽於郡志布志町　安楽＊＊＊番地 曽於郡有明町　伊作田＊＊＊番地 曽於郡大崎町　菱田＊＊＊番地	○○市　松山町新橋＊＊＊番地 ○○市　志布志町安楽＊＊＊番地 ○○市　有明町伊作田＊＊＊番地 ○○市　大崎町菱田＊＊＊番地	町：新市＋現町名「町」が付く＋現大字	②
肝付東部合併協議会	肝属郡串良町　細山田＊＊＊番地 肝属郡東串良町　岩弘＊＊＊番地 肝属郡内之浦町　北方＊＊＊番地 肝属郡高山町　野崎＊＊＊番地	○○市　串良町細山田＊＊＊番地 ○○市　東串良町岩弘＊＊＊番地 ○○市　内之浦町北方＊＊＊番地 ○○市　高山町野崎＊＊＊番地	町：新市＋現町名「町」が付く＋現大字	②